

福祉だより

令和7年5月発行
最上町健康福祉課



※ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

健康センター 健康福祉課
電話 43-3117

家庭や地域で安心して暮らすための高齢者福祉、障がい者福祉、児童・ひとり親福祉の制度やサービスを紹介します。

◎ 高齢者福祉 (在宅福祉サービス)

事業名	サービス内容	要 件 (①または②に該当する方で、イとロは必須要件です)				負担金
		①障がい者手帳をお持ちでない方	②障がい者手帳をお持ちの方	イ. その他	ロ. 所得等	
介護用品等支給事業	1カ月5,000円まで紙おむつ購入費を助成(在宅で介護している方へのサービスです。)	介護度3以上かつ常時失禁状態が2カ月以上続いている方	(裏面・日常生活用具給付をご利用ください。) ※対象要件あり	①の方を在宅で介護している方がいること	生計中心者の所得税額が10万円以下の世帯であること	—
寝たきり老人等介護者激励金支給事業	年1回50,000円の支給(在宅で介護している方へのサービスです。)	介護度4以上、又は重度の認知症の方	身体障害者手帳2級以上かつ寝たきりの方	①または②の方を6カ月以上在宅で介護している方がいること	—	—
訪問理容・美容サービス事業	訪問理容・美容に係る出張費について1,000円を助成(年4回まで)	65歳以上の方	介護度1以上	身体障害者手帳3級以上又は療育手帳をお持ちの方	—	—
介護移送サービス助成事業	住居と病院・福祉サービス機関の往来のため、リフト付き車両による移送サービスを利用した料金の半額を助成(片道上限10,000円、4往復まで) ※転院時は該当になりません。	65歳以上の方	主治医意見書の寝たきり度が重い方	身体障害者手帳2級以上をお持ちの方	リフト付き車両以外での移動が困難な方に限る	生計中心者の所得税額が10万円以下の世帯であること
軽度生活支援事業	◆除雪支援 …屋根の雪下ろし等(小屋・車庫は除く)	65歳以上の方	—	身体障害者手帳1,2級又は精神障害1級世帯の方	冬期間居住している住居に限る	町民税非課税世帯であること 除雪費用(人夫賃のみ)の1割
	◆ホームヘルプサービス …家事等の支援、買い物支援等	65歳以上の方	介護度がついていない方	(障がい福祉サービスをご利用ください。)	単身高齢者又は高齢者夫婦世帯等であること	— 1割
いきいきデイサービス事業	通所により日常生活の支援、及び食事や入浴、レクリエーションによる生きがいづくり		介護度がついていない方	(障がい福祉サービスをご利用ください。)	—	— 1割
老人短期入所生活介護事業	一時的に施設に入所し体調調整を図り生活習慣の指導を行う。	65歳以上の方	介護度がついていない方	(障がい福祉サービスをご利用ください。)	基本的な生活習慣の欠如など社会適応が困難な方	— 1日2,500円

(その他)

健康福祉課は、生活困窮、ひきこもり、配偶者暴力で悩んでいる方や生きづらさを抱える方の総合相談窓口となっています。どんなことでも健康福祉課(電話 43-3117)までご相談ください。

◎ 児童・ひとり親福祉 (医療制度)

制 度 名	制 度 内 容
子育て支援医療	高校生相当年齢(18歳になって最初に迎える3月31日)までの児童を対象に外来・入院の医療保険(健康保険)の自己負担分が助成されます。
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭等世帯の親と18歳以下の児童を対象に、医療保険(健康保険)の自己負担分が助成されます。
未熟児養育医療	未熟児(体重2,000グラム以下で出生した乳児)が指定医療機関で入院治療を受ける場合に医療費が助成されます。自己負担額(徴収額)は世帯に所得によって決定されます。

(手当制度)

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当についてご不明な点は、こども支援課(電話 43-2247)までお問い合わせください。

制 度 名	支 給 対 象 者	支 給 月 額	支 払 時 期
児童手当	高校生年代までの児童を養育している方	☆児童1人あたり(月額) 3歳未満 第一子・第二子 15,000円 第三子以降 30,000円 3歳～18歳 第一子・第二子 10,000円 第三子以降 30,000円 ※手当の支給は、18歳到達後の最初の年度末までです。 ※第三子以降の算定対象期間は、22歳到達後の最初の年度末までになります。 (受給者による監護等がある場合に限りです)	2か月分まとめて2, 4, 6, 8, 10, 12月(偶数月)に支給
児童扶養手当	父母の離婚・死別などによるひとり親家庭で、18歳以下の児童を監護し生計を共にしている父または母、あるいは父または母にかわって児童を養育している方(遺族年金対象者を除く)	☆扶養児童1人あたり(月額) 全部支給 46,690円 児童2人目以降は1人につき11,030円加算 一部支給 46,680円～11,010円 児童2人目以降は1人につき11,020円～5,520円加算 ※父または母、もしくは同居する扶養義務者の所得に応じて、全部支給・一部支給・全部停止のいずれかになります。	2か月分まとめて1, 3, 5, 7, 9, 11月(奇数月)に支給
特別児童扶養手当	心身に障害のある満20歳未満の児童を養育する方	☆1級障害 56,800円(月額) ☆2級障害 37,830円(月額)	4か月分まとめて4, 8, 11月に支給